

Title	コモンウェルス体制の完成について
Sub Title	On the Commonwealth in its making
Author	間崎, 万里(Masaki, Masato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.460- 497
JaLC DOI	
Abstract	<p>Keiogijuku, or Keio Private School, better known as Keio University, will celebrate its centennial this year. The school was established in 1858 for the purpose of studying Western sciences through the Dutch language. The foreign language which was studied in the school was later shifted to English from Dutch. This alteration was a result of the foresight of the late Mr. Fukuzawa, founder of Keiogijuku. When Keiogijuku established by its great founder, Great Britain, was in the Victorian Age and was active in her expansion. In 1887 at the time of Golden Jubilee, those colonial representatives who assembled in London to celebrate the ceremony, held a colonial conference which developed into the Imperial Conferences, the predecessor of the present Meetings of Prime Ministers. During the period from the beginning of the conference up to the present, Great Britain recognized the self-government of Canada, and as a result of this policy the number of British Dominions gradually increased and those colonies which had obtained the Dominion Status were bound together into the loose federation of the British Commonwealth of Nations. This federation of the colonies, as is often said of the British Constitution, was not artificially made, but naturally "become". Each of the dominions under the Commonwealth was recognized legally as an independent country in accordance with the Statute of Westminster of 1931, and the spirit of the Dominion Nationalism has developed in these independent countries on the two World Wars. Among them there were some, like Eire, that became perfectly independent countries separated from the Commonwealth, while others, such as India and Pakistan remained in the Commonwealth as newly established republics. Accordingly, the Commonwealth changed its characteristics, and Queen Elizabeth II, at the time of her coronation in 1953, obtained respective titles concerning the countries that were members of the Commonwealth. However, the word "Commonwealth" was applied in common to her titles of Queen of respective countries. Thus the Commonwealth was formally recognized and completed. As compared with the case of the union of republics under the Soviets, in the British Commonwealth each country, though a member of a loose federation, maintains its complete independence. This federal character is something peculiar to the Anglo-Saxons. The writer has attempted to explain the foregoing points in his article classifying the contents as below :</p> <ol style="list-style-type: none">1. What is the Commonwealth ?2. Transformation from the British Empire to the Commonwealth.3. Development in Britain of the Titles of King or Queen.4. Origin of the term Commonwealth.5. Development of Commonwealth including Empire.6. Dominions in the making.7. Relations of the Imperial Conferences and the Commonwealth.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0464

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

コモンウェルス体制の完成について

間 崎 万 里

目 次

- 一 序 言
 - 二 英國王號の變遷とコモンウェルス
 - 三 コモンウェルスとは何か
 - 四 コモンウェルスの由來
 - 五 コモンウェルスの成長
 - 六 自治領民族國の發展
 - 七 英帝國會議とコモンウェルスの完成
- 附 錄 参考文献

一 序 言

慶應義塾の創立は一八五八年なので、本年は正に滿一百年に當る。この間において、特記されるべきことの一つは、義塾の學習を、蘭學から英學に移した福澤先生の卓見であつた。

英學の本元である当時の英國は、國力の旺盛なヴィクトリヤ時代であつて、海外への發展、植民地の建設を誇りとし

た一時期であつた。一八六七年にカナダに北米統治法が布かれて、英國の植民地統治に一轉機を畫し、それから後これが模範となつて、段々に自治領が生まれ發達して、それぞれ國家をなすに至つた。最早や植民地の域を脱したこの自治領國が集つて形成されたのが、今日のコモンウェルス、いわゆる『英』連邦となつたのである。しかし、コモンウェルスは、英國憲法についてよく言われる通り、作られたものではなく、自然に、成長したものである。

これ等については、これ迄度々觸れたところであるが、この機會に、今一度考えて見たい。

注 本文はこれ迄に發表した左の諸篇と互に關連したものであるが、最近の部分については、病后のため、十分調査を遂げ得なかつたことを遺憾とする。

- 一、民族とは何ぞや 史學一の一、大正十年十月。
- 二、Empire の意味について 三田評論二九〇號、昭和十年九月。
- 三、Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について 史學十八の二、三合併號、昭和十四年十一月。
- 四、「ライヒ」(Reich) と第三「ライヒ」について 法學研究一九の一、昭和十五年八月。
- 五、イギリスの第三帝國 三田政治學會誌二十一號、昭和十六年二月。
- 六、イギリスの第三帝國と民族主義 日本諸學振興委員會研究報告特輯第四篇(歴史學)、昭和十七年。
- 七、英國自治領民族主義 三田評論五三五號、昭和十七年六月。
- 八、英國自治領民族國の成長 史學二一の二、昭和十八年二月。
- 九、英帝國(民族叢書第十篇アングロ・サクソン民族所收) 六盟館 昭和十八年。
- 一〇、英國名の變貌—エンパイアからコモンウェルスへ—法學研究二四の九、十合併號、昭和二十六年十月。

二 英國王號の變遷とコモンウェルス

名は体を表わすという様に、英國王の稱號はその歴史的発展につれて漸次變つて來た。その變遷を明らかにすることによつて、コモンウェルスに至る英國史の一面を窺うことが出来る。

ヴィクトリヤ女王(1837—1901)の稱號は(以下イタリック體は變更された部分を示す)

1. Victoria, by the Grace of God, of the United Kingdom of Great Britain and Ireland Queen, Defender of the Faith, *Empress of India*. であつて、インド女皇の稱號は一八七七年一月一日インド帝國が創立せられた際に加わり、一九四七年七月十五日インド獨立法により除かれた。

次王エドワード七世(1901—1936)の稱號は、

2. Edward the Seventh, by the Grace of God, of the United Kingdom of Great Britain and Ireland and of the *British Dominions beyond the Seas* King, Defender of the Faith, Emperor of India. と植民地の増加と共に『海外諸領』の文字が加わつている。このドミニオンは領土の意味であつて、後にいう自治領の意味ではない。

ジョージ五世(1901—1936)の時では、

3. George the Fifth, by the Grace of God, of *Great Britain, Ireland and the British Dominions beyond the Seas* King, Defender of the Faith, Emperor of India. となつた。アイルランドが問題となり、王號から the United Kingdom の辭句が省かれ Ireland が別格として掲げられたけれども、これは單なる地理的名稱(英國議會庶民院におけるホルドウィン首相の答辯)に止まるというのであつた。⁽¹⁾

ところが、現王エリザベス二世にいたつては全くの變更が見られ、自治領國のおの別個の稱號をとることとなつた。戴冠式当時においては、英本國以下、五種類の様式が見られる様になつた。⁽²⁾

英本國に關するものは、一旦省かれていた the United Kingdom を復活しアイルランドは明確に北愛蘭を示し、各國共通に、何れも Head of the Commonwealth をとつた。

4. a) Elizabeth the Second, by the Grace of God, of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and of Her other Realms and Territories Queen, Head of the Commonwealth, Defender of the Faith.
カナダ、オーストラリア、ニュー・ジールランドに關するものは、

b) Elizabeth the Second, by the Grace of God, of the United Kingdom, Canada [Australia, New Zealand and other countries] and Her other Realms and Territories Queen, Head of the Commonwealth, Defender of the Faith.

南ア、セイロンに關するものは、
c) Elizabeth the Second, Queen of South Africa [and Ceylon] and of Her other Realms and Territories, Head of the Commonwealth.

パキスタンに關するものは、
d) Elizabeth the Second, Queen of the United Kingdom and Her other Realms and Territories, Head of the Commonwealth.

共和國インドに關するものは、單に共通の名稱だけをとつたのである。

e) Elizabeth the Second, Head of the Commonwealth.

かくてコモンウェルス體制は完備したのである。

- 注(1) 一九二六年英國議會の下院において、サンドン子爵より他の自治領の地位は、すべて同一であるのに、何故アイルランドの名稱のみを王號の中に特別に取扱つたのか、との質問に對し、ボルドウィン首相はこれは帝國を構成せる諸種の政治的單位を定義しようとしたものではなく、それ等の領土の正確なる地理的説明と見做せられると辯明し (Parliamentary Debates in Great Britain, House of Commons. Official Report. Fifth Series. 1926, Vol. 200, Col. 818) 更に翌一九二七年閣下予算委員會の席上マリオットよりの質問に對し自治領相エームリーは Dominion across the Seas. というのは、もちろん憲法的意義を説いたものではなく、英帝國の部分たる全領土を説くものであつて、across the Seas は常に廣い海洋を意味し、アイルランド海峡又はアイルランド自由國を北アイルランドから分てる國境を含むものではない。アイルランドを Dominions beyond the Seas の部分として記述することは明らかなであると (Ibid., 1927, Vol. 208, Col. 540)
- (2) Mansergh, Documents, pp. 1293—1294.

三 コモンウェルス體制とは何か

それはソ連邦の國家構造をソヴェト體制という様なものである。ソヴェト體制は連邦であるがコモンウェルスはこれとは違ふ。ソ連邦は全連邦から選出された連邦會議と民族會議から成る最高會議をもつているが、コモンウェルス體制はその様な構成體ではない。邦語で連邦というものの、便宜上、かく譯してあるまで、この様な連邦ではない。いわゆる『英』連邦においては、舊帝國內で植民地がそれぞれ發達を遂げ、最後に Nation Status を得て、いわゆる

自治領的獨立を遂げたものを『ドミニオン』⁽¹⁾といている。これは Dominion Nationalism の發展の成果であつて、この民族國 (Dominion) がそれぞれ共同の國王或は元首を通じて結合せる連合體をいうのである。この連合體を近くまで The British Commonwealth of Nations といつていた。今でもそのまま使用されてはいるが、その後インドやパキスタンなどの共和國を含むに至つたので、服屬的な臭のする英國なる名稱を好まず、なお且つ英國王を象徴 (Head as symbol) として、この體制内に止まることとなつたがために、The Commonwealth なる國家連合體をとるに至つた。そうして、それが一九五二年に開かれた連邦經濟會議において、翌年の戴冠式に用いる女王の稱號が國毎に個々に制定せられたことによつて、ここに初めて正式の國名として共通に The Commonwealth が採用せられ、この體制が整つたのである。

注(1) この語は半官半民の公平な調査機關としての 『王立國際問題研究所員の報告』 の中に見受ける用語である (Nationalism, chap. VII. P. 116)。

(2) The British Commonwealth, by Frank H. Underhill, 1956. この双書は依然この名稱で續刊せられている。第二次大戦以後に成立したものを「新連邦」或は「第二次」連邦と稱し、以前に成立したものを「舊連邦」或は「第一次」連邦と區別せんと欲するものがある (同書前付五―六頁)。

(3) 一九五二年十二月十二日のコミュニケにて發表せられた。

四 コモンウェルスの由來

Commonwealth なる文字が、英國名として使用されたことは前後二回ある。早くは十七世紀の清教徒革命の時に見られる。その時は共和國の意味に用いられ、イギリスには國王がいなかった。現在は連邦の一部であるオーストラリア連邦の國名(The Commonwealth of Australia)にも用いられているが、全體としての國名(The Commonwealth)に使用せられている。

このコモンウェルスを構成せる自治領國の名稱には四種類がある。英本國の The United Kingdom と同一系統の文字を用いている南阿連邦の The Union of South Africa を除けば、他は Dominion と Free State と Commonwealth の三通りになる。この三種ともに、一六四九年五月十九日の法律の中に見られる辭句である。⁽¹⁾

(a) 『ドミニオン』はカナダの初めの國名に使用せられた。カナダ自治領の憲法の基礎となつた一八六七年の英領北米統治法の中に公けの國名として使用せられ、⁽²⁾ 次いでニュー・ジブラントの國名ともなり、その後暫くの間インド、パキスタン、セイロンにも用いられた。(b) 『フリー・ステート』は自治領としてはアイルランドに用いられたのであつたが、一九四九年に共和國となつたので今は使用されてない。(c) 『コモンウェルス』は、上述の如く、豪州に採用せられて今も使用されている。

このコモンウェルスという言葉は、エンパイア⁽³⁾と共に、古い言葉であつて、英語では十五世紀以來行われているが、その語源は遠く古代に溯り res publica (國家) すなわち法律の政治と公益(public good)を基盤とする眞の社會を意味するものであつた。十六世紀には public weal と common weal という言葉が競争して使われていたが、このコモン・ウイール(すなわちコモンウェルス)が次第に勢力をえた。その間種々の用法が見られたが、十九世紀に至り

理想主義的情熱がこの語のうちに這入り、豪州憲法にこの語を採用させた理想家達には、民主的同胞的生活の試みを意味した。政治上の用語としてよりもむしろ宣傳的の意味があり、コモンウェルスという用語自體が一つの政治的方針となつていたのである。⁽⁴⁾

そうして、一と口にコモンウェルスとはいうものの、それには種々の意味があつて、英帝國の眞の發展の原理であるとするところのものを表現するためにエンパイアの代りに、この言葉を創つたライオネル・カーチスは強制機關を有する「有機的」國家のチユダー型の *British Commonwealth* を望んでいたのに、この語を國名として採用させた南阿のスマツツ將軍はそれよりも中世のキリスト教的コモンウェルスの理想化したものを欲していた。それは萬人に平等なキリスト教的、ストア哲學的假説を背景とするものであつた。ヴィクトリア女王はコモンウェルスという用語を好まれなかつたけれども、この語はカナダに對抗してオーストラリア人が選んだものであるとチエンバレンがいつたので、内心共和の連想があると思ひながらも、遂に承知せられたとのことである。⁽⁵⁾ オーストラリアに採用せられたこの語が、今は全體に用いられて、コモンウェルス體制を生むことになつた。

かくて英國連邦名としてのコモンウェルスは、第一次大戰後自治領民族國の發展と共に、次第に勢力を得て來た。

“*The Empire as a Commonwealth of free nations*” という言葉は、一九一七年以來ますます頻繁に英帝國會議の記録に見える言葉であつて、カナダの首相サー・ロバート・ボードンは同年の帝國戰時會議において “*Imperial Commonwealth of United Nations*” と⁽⁶⁾いう辭句を、翌一九一八年にはスマツツ將軍は “*The British Commonwealth of Nations*” と⁽⁷⁾いう句をす⁽⁷⁾でに使つてゐる。その後も “*Britannic Commonwealth of Nations*”

とか “Commonwealth of British Nations” などの似寄つた言葉が浮動的に使われていたが、一九二〇年にはダンカン・ホールやラムジー・シユニアなどの予言的の著書(8)の名稱となつてゐる。これを公用語として用いたのは、一九二一年のいわゆる、英愛條約(12)においてであつて、“The Community of Nations known as the British Empire” (第一條)や、同議員誓詞の中に “the group of nations forming the British Commonwealth of Nations” (第四條)の如きがあり、南阿のヘルツォーク將軍はなおも一九二六年に一つの文章の中に “Commonwealth of Nations”, “Empire”, “British Commonwealth of Nations”. などと、無差別に使つてゐる。かくて遂に The British Commonwealth of Nations が國名となつていたのであるが、その後共和國となつたインドが、前述の如く、英の從屬國を意味する British なる文字を欲しないので、單にコモンウェルスというだけになつたのである。

注 (1) Stewart, p.1. 文書の正文は Gardiner, p.388. を見られよ。

(2) Dominion of Canada. 北米統治法の起草に與つた植民地代表者中最も有力だつたマクドナルドは The Kingdom of Canada の公稱を主張したけれども、英の首相ダービーは『王國』の建設が隣りの米國の共和の感情を苛立たしめるのを憂いて『ドミニオン』を採用したのである (Schuyler, p.213.)。

(3) Empire については詳しく以前に説明したので今は説かない。

(4) 『コモンウェルスは十五世紀以來行われた判然たる英語である』(Hancock, Vol. I, pp. 56-57.) オックスフォード大辭典には『ロモン・ウイール』なる語の初見を一四七九年としてゐる。

(5) Keith, King, p.403.

(6) Hancock, p. 52.

(7) Cmd. 9177, p. 18.

(8) Hancock, p. 54.

(9) H. Duncan Hall and R. Muir.

(10) Articles of Agreement for a Treaty between Great Britain and Ireland, or the Anglo-Irish Treaty, 1921.

Ⅱ Commonwealth の成長

コモンウェルスは三段の経過をたどつて現在の姿となつた。すなわち、コモンウェルスはもとハエンパイアの中に含まれていたが、次いでエンパイアの同義語として別の言葉となり、最後にコモンウェルスが擴大してエンパイアは萎縮し、エンパイアがコモンウェルスの中に含まれることになつた。これを數學式の表に示せば左の如くなる。

a) Commonwealth \setminus Empire

b) Commonwealth \equiv Empire

c) Commonwealth \setminus Empire

(a) の場合は以前に行われた保守的な解釋であつて、英愛條約が締結された後の諸年に流行し始めたのである。⁽¹⁾ この解釋は英國植民地の中、自由を得たものとの差別を強調し、英帝國內には自由な市民と服屬的な臣民とがあり、『特權的な院内團』、これがコモンウェルスであり、その外廓團體、これがエンパイアであるとするもので、The British Commonwealth はエンパイアと同じではなく、エンパイアの中の一集團と見るのである。⁽²⁾ (b) はコモンウェルスの進展してエンパイアと同格となり同じ範圍をさすもので、有名なバルフォア報告の定義に見られ

るものである。しかるに(c)はコモンウェルスの地位が上昇してエンパイアの上位概念にまで進み、個別的同格の諸國家を連結したものに進展したのである。したがって、英國王の全領土はコモンウェルスを別としてそれを除外し、より少ない用法に見る *The British Empire* すなわちこの場合英本國とその屬領を表示するものとしての國際連盟における特殊の用例⁽³⁾に始まるものである。

これは英國王號の變遷によく表われている様に、實際の用例もこれを證明している。塾の圖書館に略ぼ揃っている *Statesman's Yearbooks* について見れば、實際の變化に伴つて記載せられていることが分る。初めにエンパイアだつたものが、遂にコモンウェルスとなつてゐる。

一八六四年から八九年までの分には、何れも全英國としては、單に *Great Britain and Ireland* と記載していたのに、一八九〇年から一九二二年までの分には、(a)例の如く、

The British Empire consists of:—

I. *The United Kingdom of Great Britain and Ireland.*

II. *India, the Dominions, Colonies, Protectorates, and Dependencies.*

とあつて、*The British Empire* なる綜合的國名が表面に出で、その内容は英本國とその他とに二分されている。十世紀のイギリスはシーリー教授の⁽⁴⁾如く、ヨーロッパ的島國であることに重きをおき、海外諸領は重んぜられなかつたのに、次第に局面が轉換し、十九世紀末葉の植民地帝國主義の時代の影響が、たちまちここにも反映し、右の記載の第二項の先頭にインドが示されているのは面白い。

次いで一九二二年に南アイルランドが自由國となつて、自治領の地位を得た結果として、それに關連しての變更があり、後に變更された王號においては、ややカモフラージュの嫌はあるが、全アイルランドが、前述の如く、地理的名稱として掲げてあるのに、右の年鑑⁽⁵⁾では、翌二三年の分からは本國附近の島々が特記された外、

The British Empire consists of:—

I. Great Britain and Northern Ireland, Channel Islands, and Isle of Man.

II. The Irish Free State, India, The Dominions, Colonies, Protectorates, and Dependencies.

と記され、最早やその分立をかくす譯にいかなくなつたアイルランド自由國だけが分離されて第二項の先頭に、そしてインドの前に置かれたけれども、最初の行の英帝國なる文字は一九三七年のジョージ六世の戴冠式の年までそのまま續けられた。

しかるに、式後一九三八年以後の分には、自治領諸國が希望した如く、エンパイアの文字よりも均等なる地位を一層よく表明しうるデモクラチックなコモンウェルスなる名稱がエンパイアの代りに掲げられ、前掲(c)例に見る如く、記載せられることとなつた。兩語はもはやバルフォア報告に見る如く、エンパイアと同擴概念ではなくなり、コモンウェルスは英本國に直屬する領土を含んだ意味においての *The British Empire* と獨立國家としての *Dominions* を含んだものの總稱となつてゐる。すなわち、これまで *The British Empire* の題下に掲げられてあつたのが、一變して *The British Commonwealth of Nations* の題下におつた。

The British Commonwealth consists of:—

コモンウェルス體制の完成について

I. The British Empire, Great Britain and Northern Ireland, the Channel Islands, Isle of Man, the Colonies, Protectorates, and Dependencies, India and Burma.

II. The Dominions, Canada, Australia, New Zealand, South Africa and Ireland.

となり、一九三九年の分からは Ireland とせるを Eire と彼等自身の名稱に代え、一九四〇年頃からはまた Empire を復活して Colonial Empire の意味を持たせし、The British Commonwealth and Empire とこの題下においてずっと今日まで記されている。一九四六年頃からは、コモンウェルスの内容をこれ迄の如く、二分することをやめ The United Kingdom and the Dominions (Canada, Australia, New Zealand, South Africa) と續けて記し、五〇年に至り括弧の中で India, Pakistan, Ceylon を加わえ、その次ぎに The Colonies and Protectorates and Territories under Trusteeship. なっている。最後の辭句は元の委任統治領が信託統治領に代つたものである。一九五二年よりはこの括弧が除かれ、五六年よりはセイロンの次ぎに、五三年連邦となつた The Federation of Rhodesia and Nyasaland (中阿連邦) を加え、五七年には新しく出來たアフリカの黒人國 Ghana 自治領をセイロンの次に加えて、その資格の劣る準自治領の中阿連邦をセミコロンで區切つてガーナの後に移し、かく時局の變化・發展に應じた記載をしている。

注(1) Hancock, p.59.

(2) Fawcett, p.34.

(3) これは英本國に、主たる自治領とインドを除いた全屬領を加えたものをさす場合であつて、國際連盟において一九三二年まで使用せられた特異な用法である。ヴェルサイユ條約の冒頭に掲げられた連盟規約の末尾の附屬書には、平和條約署名國とし

て、英帝國の次ぎに一字下げてカナダ、豪州、南アフリカ、ニュー・ジラランド、インドが記載せられ (Hurst, pp. 92—94. Stewart, p.152.; Dawson, p.201. 邦譯、同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約竝議定書(大正八)一五頁。アイルランド自由國がその中に見られないのは、この條約以後に成立した國だからである。その原案に記してあつた the United Kingdom の文字を條約の中に見出し得ないのである (Dawson, p.33.) ただし一九三二年から United Kingdom が明示せられることになつた。それは同年二月九日以降の連盟理事會および同年九月二十六日以降の總會において從來英帝國の代表としてであつた Sir John Simon が英本國のみの代表として出席することとなつたからである (Stewart, pp. 157—158)。¹⁾ 英本國は the British Empire の中に包含せられてその統一を示さうとしたものの如く、結局、the British Empire は Great Britain の同義語と見做され、諸自治領とインドとはこの the Empire 外のものであるかの如き印象を與うるのである。それは英帝國代表が英本國のみによつて選出せられ、且つ連盟の分擔金についても、こゝに特記せられた自治領とインド以外の分は英本國が支拂つていたので、かく解釋せざるを得ないのである。當初においてはむしろ異例として使用せられていた國際連盟におけるこの用語例がその後英本國に全自治領以外の屬領を含ませたものをさす様になつた。これは Statesman's Yearbook が實證しているのである。

- (4) In short, we think of Great Britain too much and of Greater Britain too little. (Seeley, p.51.)
- (5) 年鑑は翌年用として發行するので、通例發行の時よりも一年後れとなつてゐる。

六 自治領民族國の發展

コモンウェルス體制が完成したのは、自治領が發達して、それぞれ独自の國家をなすに至つたことの結果である。ハンス・コーンは十九世紀にはヨーロッパとアメリカにおいて、二十世紀にはアジアとアフリカにおいて、ナシヨナリズムが發達したことを説いているが、⁽¹⁾ わが國を除けば大體當つてゐる。このナシヨナリズムが英國の領土内において

發達したものが自治領民族國を作るに至つたのである。

そもそも英國王治下の全領域を含む意味においての英帝國の構造が非常に複雑多様であることは、バルフォーア報告の第二節に示されている通りであつて、それ等は同一の時期に同一の程度に發達を遂げたものではなく、その性格も歴史も發達の段階も非常に異なるのである。これを全體として見れば、それは分類も許されず、現に存し或は曾つて試みられた他の何れの政治機構とも眞の類似をもたないものである。⁽²⁾しかし自治という行政上の標準のみをもつて、英國の植民地を二つに分類すれば、それは當然自治領 (Self-governing Dominions)⁽³⁾ と非自治領 (Non-self-governing Dominions) とに分たれる。『ドミニオン』という言葉を今日『自治領』と譯するのは、右の自治を意味する形容詞を省いて單に『ドミニオン』と記し、しかもその意味を含ませた特有の用い方が出來たからで、この言葉に當初から自治領という意味があつた譯ではない。

この言葉は中世以來『ウエールズの如く、王國の領土 (King's realms) の遠隔なる部分を記すに用いられ、集合形としては漠然と The British Dominions いう如く、海外諸領域の何れの部分をも含むものであつたが、二十世紀の初葉以後は限定せられた意味をもち⁽⁴⁾ かつ海外領土發展の結果として、前述の如く、一九〇一年にはこれが王號の中に加えられ、一九〇七年の重要な植民地會議においては王國の自治的部分を示す新用語として正式に『ドミニオン』と稱する様になり、⁽⁵⁾これが一九一七年の帝國戰時會議にも使用せられ、これを示すべき Dominion Status という新しい成語が生まれるに至つたもので、パーカーがこの語は『戰爭中に、そうして戰爭の結果の一つとして、一九一七年に現實に初まつた』⁽⁶⁾というのは、そのためである。『この語はすでに一九二一年以來英國政治界の用語となり、この地位が一

九二六年および一九三〇年の帝國會議において公定せられた⁽⁷⁾』とセリグマンに記されているが、この語の眞の完成は同辭典刊行後なる一九三一年のウエストミンスター法により成文化された時なのであろう。

自治領と稱するものは、右のウエストミンスター法には六個を規定してある。本國とこの六個の自治領を總稱したものが、以前に用いられた英國名 The British Commonwealth of Nations なのであつて、その中に含まれた Nations なる言葉は、今日では Dominions の別語と見られるものである。ただし The United Kingdom 又は Britain の外、現在の英國の意味に使用せられている The British Empire の中には英國王の全領土の中、その後増減のあつた自治領國を除いた英本國と、その残りの部分を含んでいたのであつて、その中には、自治領國以外で自治領に近くして未だその地位に達しないで、他の植民地よりか大なる責任政府を有する『準自治領』(Near Dominions or Sub-Dominions) があり、更に種々雑多なる直轄植民地 (Crown Colonies) 保護領 (Protectorates) および信託統治領 (The Territories under Trusteeship) などがある。

しかれば、この自治領民族國はどうして出來たかというに、それは米國の獨立に關連がある。アングロ・サクソン系統の人間はデモクラシーを非常に重んずる。『議會はなし能わぬものなし、男女の性別を變ずることの外は、』⁽⁸⁾ というのが彼等の長い間の傳統であつた。この全能の議會を通じて、彼等は政治的自由を求め、自由の擴大を圖つて來たのである。この本國の英人に許されている政治的自由を、植民地の英人が求めて得られなかつたことの結果は、周知の如く、米國の獨立を導くことの一原因となつたのである。⁽⁹⁾

本國の英人は、この失敗に懲りて、從來のマーカンチリズム式植民地搾取の方針を表面的に緩和し、チュルゴアの植

民地熟果論⁽¹⁰⁾にいう如き失敗を繰返さない様にと、その後の英帝國、今日いうところの第二(植民)帝國は、エドモンド・パークの言葉に見る如く、⁽¹¹⁾『同化』の方針をとり、植民地の要求する自由を、例によつて英國式に『小刻みに』與えて、その満足を買いながら、巧にこれを操縦して來たのである。

これ等の植民地の發達して自治領國になつたものには、大體三種の型がある様に思われる。⁽¹²⁾第一種は豪州とニュー・ジールランドの如く、その住民の大部分が本國の英人と同一人種をもつて形成せられた單一民族國である。第二種はカナダと南阿連邦の如く、英人以外の人種、すなわち、前者にはフランス人系、後者にはその言語を今日 Africans その人種を Africaners 或は Africanders とつてゐる元のブーア人系の人種が英人と共に居住し、⁽¹³⁾當初のほどはそれ等が後來の英人系の住民を凌駕していたところの複合民族國である。第三種のもは、英人のいわゆるアイルランド自由國、彼等の言葉で *Éire* の如く、⁽¹⁴⁾主として異人種のみをもつて形成せられた民族國である。今日はこの中にインド人と黒人の國も加わつてゐる。

このアイルランド自由國の場合は彼等が英本國に對し積年の怨が骨髓に徹し、これと紛争に紛争を重ねた結果、遂に一九三七年に自から新憲法を作つて實施し先ず事實上の獨立を遂げ、第二次大戦には中立を宣言したほどで、これには流石の英國ももて余し『眠れる犬は寝かしておく』⁽¹⁵⁾という英人らしい態度をとつていたが、一九四九年の復活祭日に、遂に共和國となり完全獨立を遂げ、英連邦から離脱するに至つたのである。

インドの場合は多年インド帝國內で反抗を續けていた元來異民族である彼等が遂に一九四七年ヒンズー教徒のいるインド自治領と回教徒のいるパキスタン自治領とに分れて自治領的獨立を遂げ、翌年セイロンも自治領國となつたが、イ

ンドはなおこれに満足せず、遂に一九五〇年にいたり憲法を制定して共和國となり、完全獨立を遂げたけれども、なお英國王を象徴として認めこの連邦の中に止まることとなり、パキスタンもまたこれに倣つて一九五六年に回教共和國となり、セイロンもまたこれに倣わんとしている。これと全く人種を異にするアフリカの黒人國ガーナもまた一九五七年に自治領的獨立をとげたのである。

第二種の場合はその内部においては支配階級としての英人に對する自由の要求があつたけれども、英本國に對抗する場合には各々小異をすてて、第一種の自治領と提携して自治領全體としてこれに當り、自由と平等の達成を圖ろうとしたのであるが、彼等としては、移住英人たる限り、劣等度自由には満足し難く、豪州とカナダに目覺めつつあつた新民族主義は屬領を意味するエンパイアには従い得なかつた。彼等は帝國の分裂を意味するならば分裂もまたやむを得ない。自治と帝國とが相容れなければ帝國を捨てなければならぬとし、『分立して民族主義をとり然る後にアングロ・サクソンの同盟を』という聲が豪州からも本國からも聞かれ、完全な自由を得る唯一の方便として分離を希望し、一旦自由を得た上で、自發的に連合を形成しようとしたのである。事實の上では、案ずるよりも産むがやすく、自由は却つて帝國の接合劑となり、自由の擴大せられる度毎に、植民地の激昂は緩るみ、遂にバークのいわゆる『同化』を導くことになつたのである。

佛人の多くを有したカナダにおいても、矛盾した言葉の様ではあるが、『佛人は彼等がフランス的に留らんがために、『ブリチツシユ』に留らんことを欲した』⁽¹⁶⁾のである。彼等は米國に合併されるよりか、英國支配下において舊來の自由が許されるものと信じたのである。かくして各州において許されていた自由が、州の連合であるカナダ連邦においても

許されることとなり、事實ダラムの報告に由來する一八六七年の憲法實施以來一九〇五年までに、順次諸州が連邦に加わつて九州となり、更に一九四九年にはニューファンドランドが合同して、カナダは今日十州となつてゐる。

ダラム報告の自治の原理は、その領内に人種的分裂のない豪州にも、一層人種問題の困難であつた南阿においても採用せられ、全帝國の統一は維持せられつつも、領内民族主義の發展を促がし、自由と獨立を求めめる傾向はますます熾烈になつた。ダラムの報告の結實したものととして、初めてカナダに自治が許された時には、その權限は内政の處理に限定せられ、貿易、國防、外交等の涉外事項は、引き続き本國政府の手中に留保せられていた。ところが諸自治領は、漸次これ等に手を染め、その權利を取得することになつたのである。⁽¹⁸⁾

自治領は先ず第一の留保權たる外國貿易の權利を侵害した。植民地をもつて『帝國の穀倉』⁽¹⁹⁾であると見做す本國政府の自由貿易政策に反對し、各自の工業化を圖り、自治が許されるや、先ずカナダ(一八五八・九)⁽²⁰⁾、次ぎに豪州が保護關稅を設定した。これが州の統一と資本の經營に利し、工場の勃興するにつれ、民族的感情が湧起し、⁽²¹⁾遂に民族國を完成するに至つた。⁽²²⁾更に第二次大戰中において著しく進展を遂げた。

次いで自治領は第二の留保權たる國防の權利を奪い取つた。實に國防、主としてその海軍管理の問題は憲法論争の中心をなしたものであつた。⁽²³⁾彼等は自衛の出來ない自治は不可能であると主張した。かくて一八七〇年頃から、英本國の守備隊は、海軍の基地以外、全自治領から徐々に引き揚げた。彼等の費用をもつて國防軍を組織することが許された。⁽²⁴⁾海軍はなお暫く英本國海軍の支配を受けていたが、一八八七年以來、初めには資金を⁽²⁵⁾後には軍艦を⁽²⁶⁾献納した。最後に一九一四年の戰爭を契機として、英帝國關係の事態は一變した。⁽²⁶⁾彼等は大戰に協力し、むしろ彼等自身のために戦つたと

いう建前であつた。自治領から約一百万の兵士がヨーロッパへ送られ、十三萬人が戦死している。それ等の兵士は軍服を初め、幾多の點において英本國との差別を意識して歸國し、復員後も差別觀と自治領の特性が強調せられた。自治領の政治家達は戦時中、戦時内閣にも参加し、財界は平等の基礎において本國に協力した。⁽²⁷⁾一九二三年の帝國會議において、各自治領は主としてそれ自からの地方的防衛に責任を負うことになつた。⁽²⁸⁾

『かくて一九一四年の大戦勃發の際は、諸自治領は一切の内政事項において完全な自治を享有していた。⁽²⁹⁾それ故、彼等はそれ等の憲法を直接或は間接に修正し、それ等の國會はロンドンからの干渉を受けることなく、それ等の境域内で立法し、關稅を定め、移民を統制し、自己の管理に屬する自己の陸海軍を有していたのである。⁽³⁰⁾ただここで問題となるのは、その最も重要な外交の一項目のみであつた。自治領がこの最後の留保權たる外交の權利を取得したのには幾多の経緯があつた。それは主として第一次大戦後の問題であつた。

『自治領の主權の問題が、討議の主題となつたのは極く近年のことであり、この討論は主として主權の External の面に關して起つた。第一次大戦においては、諸自治領は何等外政上の主權をもたなかつたということが事實上すべての權威者によつて認められた。⁽³¹⁾』

しかるに、諸自治領は一九一四年に至るまでに、外政關係、特に通商條約の商議に加わる制限的權利の確立に成功した。植民史の初期にあつては、かような條約は専ら本國政府の機關により締結せられたのであるが、後には關係植民地からの代表が英國官吏への進言者として用いられ、最後には本國の外交機關と共に、彼等が全權に任命せられる様になつた。かくて一九〇七年カナダ・フランス間の條約においては、カナダの代表が一切の折衝を行い、英國の官憲は單な

る手續上、この協定に署名したに止まるのであつた。

かく自治領は通商上、技術上の事項を處理する條約に關しては、實際上無限の自由を得ていたが、英本國はただ名目上の監督者として、一、全權の任命、二、英國全權の署名、三、批准の權利を留保することによつて、その體面を維持してゐた。それでもなおカナダの首相は非公式に通商協定を行つて、これ等の理論上の監督さえも回避するのであつた。しかるに、一般政治上の外交に關しては、以前には自治領の側から英本國に對し相談せられたいという要求は殆どなく、英帝國の外交上の統一は保たれてゐた。それ故、第一次大戰の場合にも英本國の宣戰は自動的に、自治領を交戰國の中に捲き込んだのであるが、この戰爭の體驗と記憶とは戰後に流行した民族自決の念と相俟つて、領内民族主義の發展を促した。自治領が主權國家として講和會議に代表を派遣し、且つ條約にも署名し、又國際連盟において別國として國際的承認が得られたことは、いよいよその民族的獨立の念を強むるに至つたのである。

注 (1) Kohn, pp.10—11. 世界經濟調査會編ナショナルリズムの研究 慶應通信(昭和三十一年刊)はその研究に最も便利である。

(2) Cmd. 2768; Spender, pp.737ff.

(3) 以前は Self-governing colonies と稱してゐたが、今日ではコモンウェルスと稱する豪州もユニオンと稱する南阿もすべし Self-governing Dominions を自認するに至つた (British Empire, p.3)。その結果として自治植民地は現在では自治領の前段階たる準自治領をさす言葉となつた。

(4) Newton, p.393.

(5) これから自治領の公稱が始まつた (Schuyler, p.210; Hancock, p.24)。

(6) Barker, p.86.

(7) Seligman, Vol.8, pp.211—216. セリグマンの初版刊行は一九三一年であるが原稿はウ法成立以前に書かれたものと思わ

れる。一九二一年に初めて公用語となつたといふのは、同年の英愛條約第一條に『アイルランドは英帝國として知られる民族國の社會において、カナダ自治領、豪州、ニュー・ジールランド、南阿連邦と同一の憲法上の地位を有すべし（下略）』とあるからである。

- (8) ダイシーは『國會の主權は、法的見地より見て、われ等の政治制度の支配的特色である』とて (Dicey, p.37.) ド・ロルムは殆ど格言の如くなつた奇警な表現を以てこれを要約したのである (Dicey, p.40に引用)。
- (9) 藤原守胤著アメリカ建國史論上下二卷 (昭和十五年刊) はこれに關する邦文の詳細なる制度史的研究である。
- (10) Seeley, p.37.
- (11) その言は、*The child of ours wishes to assimilate to its parent, and to reflect with a true filial resemblance the beauteous countenance of British liberty.*
- (12) 各自治領の性格については拙著英帝國に記すところがあつた。
- (13) カナダの初期の移民はその後代の移民とは異なり、局地的に別個に集住し、南阿においては概して分散して住んでいた。
- (14) ゲール語でアイルランドのこと。
- (15) "To let sleeping dogs lie" (Derry, p.151.)
- (16) Hancock, p. 21.
- (17) カナダの憲法については W. P. M. Kennedy, *Statute, Treaties and Documents of the Canadian Constitution* 1713—1929, 2nd. ed., 1930.
- (18) Stoye, S. 78ff.
- (19) Canada appeared at the colonial pageant in London in 1897 as the granary of the Empire, free homes for millions. (Leacock, p.166.)
- (20) 全國的保護關稅は一八七九年 (Ibid., p.166; Keith, *Dominions*, p.349.)
- (21) Nationalism, p.135.

- (22) 經濟的事項においては富の公けの管理に關する限り、大自治領は今や事實上獨立の民族國の地位にある (Elliott, p.75.)。
- (23) 一九一六年におけるジエブの言に、『四十年間、海軍管理の問題は、陽に陰に、憲法論争の樞軸であつた』(K. Jebb, *United Empire*, Vol. XI, p.164, cited in Dewey, Vol.I, p.57 note 1)。
- (24) Temperley, VI, p.338.
- (25) 例えはシンガポールにおける要塞大増築工事にはニュー・ジラランド百萬ポンド、マラヤ連邦二百萬ポンド、ジョホールの王室及び政府五十萬ポンド、香港政廳十五萬ポンドの費用を自治領及び植民地が分擔し、豪州は費用の代りに海軍擴張によつて應援している (Strategic Interests, p.282.)。
- (26) 帝國の進展において大戦は最高の重要な階段を書した。自治領は屬領として戦争に没入し、民族國 (Nation) としてそれから出現した (Marriott, p.253.)。
- (27) Nationalism, pp.137—138.
- (28) British Empire, p.239.
- (29) Dawson, p.5.
- (30) もちろん、理論上の制限はなお存した。例えは英本國議會の法律上の優越の如きがそれであるが、しかしそれ等も實際には殆ど或は全く價値なきものとなつていた (Ibid., p.5.)。
- (31) Keith, *Sovereignty*, p.2; Temperley, Vol. VI, pp.338—339.
- (32) Stewart, p.133; Temperley, Vol. VI, p.338.
- (33) Nationalism, p.137. その證據には第一次大戦前の最も重要な諸條約、すなわち一九〇四年の英佛協商は漁業の範圍において宿年の紛争を來たしていたニューファンドランド以外の自治領に諮ることなく締結せられたし、一九〇二年の日英同盟、一九〇七年の三國協商も自治領に報することなく行われ、一九〇七年第二次ヘーグ萬國平和會議も、その前の第一次會議と等しく、自治領の参加を見ることなく處理せられた。

七 英帝國會議とコモンウェルスの完成

英國自治領民族國の發展、したがつて、コモンウェルス體制の完成において、特に重要な役割を演じたものは、英帝國會議である。帝國會議 (Imperial Conferences) は植民地會議 (Colonial Conferences) の進展したもので、後の連邦首相會議 (Meetings of Prime Ministers)⁽¹⁾ の前身をなすものである。

最初の植民地會議は、帝國連合同盟 (Imperial Federation League) の提唱に基き⁽²⁾、一八八七年ヴィクトリヤ女王即位五十年記念祝祭 (Golden Jubilee) の機會にロンドンに集まつた英本國、自治植民地、王領植民地、保護領などの代表者百二十一名からなる雜然たる會合であつた。この會議は當時の連合思想から出發した一つの試みであつたけれども、次いで一八九七年の記念祝祭 (Diamond Jubilee) の機會にも開催せられ⁽³⁾、次第に組織的のものとなつた。一九〇二年の會議においては、前回に希望せられた定時集會を定めたが、それはなお本國の植相と自治植民地の首相達の會議であつて、本國への從屬關係を脱しないものであつた。

是等植民地會議の特に重要であつたのは、英本國の總選舉のため予定よりも一年後れて開かれた一九〇七年の會議であつて、これを一層組織化し、毎四年に一回定期集會を定め、特別事項については臨時會議を開くこととし、會議の名稱も『植民地會議』から『帝國會議』へと改まり⁽⁴⁾、一般植民地の參加を止めて、英本國と海外領土の首相が首席すべきことを定め、英本國政府と自治領政府の會議となつた。従つてこれ迄植相司會の許に行われていたのを、以後は英本國の首相を議長とした⁽⁵⁾。一九一五年に開かれるはずの會議は第一次大戰のために延期せられ、一九一七年と一八年には帝

國戰時内閣と交互に、帝國戰時會議が開かれた。これは一つの會議を便宜上二分したに止まり、前者においては戦争の遂行および講和の條件について、後者においてはそれ以外の緊急ならざる問題が協議せられた。大戦後も帝國會議は頻繁に開かれ、⁽⁶⁾一九二三年には政治部門と平行して帝國經濟會議が開かれた。その一九三二年のオツタワ會議は特に有名であつて、自治領相互に多邊的條約を結び、自治領の獨立性をいよいよ發揮することになつた。

戦争の度毎に自治領は本國への協力と民族主義の伸長を進めて行つたが、協力・連絡の機關としての帝國會議も更に發展して、コモンウェルス會議 (Commonwealth Conferences) たらんとし、初めには私的會議として開かれたが、⁽⁷⁾現實には一九四四年以來の連邦首相會議 (Meetings of Prime Ministers) が開かれることとなり、⁽⁸⁾且つこれを補うところの國防會議、外相會議、藏相會議なども開かれた。⁽⁹⁾今後の發展を見るべきである。

植民地會議と、それから進展したる帝國會議とは、⁽¹⁰⁾正式には議會の如き拘束力を有する決議機關ではなく、共通活動の提案を協議して、それを各自の國會に提出し得るだけのものであつたが、それでも諸政府の當面の責任者が出席したので、諸自治領間の希望を調整して相互の理解に資することが出來て、それ等の議題は漸次實施せられ、次第に有力なる機關に發展したのである。

一九一七年の帝國戰時會議は『帝國構成部分の憲法關係を調整することは、戰時中に處理するには余りに重要且つ複雑な主題であつて、それは敵對の休止後、及ぶ限り速かに招集せらるべき、特別の帝國會議の主題を形成すべしという意見で』⁽¹¹⁾あつたが、一九二一年の帝國會議は當面の内政問題に忙殺せられ、この問題は一時後退したが、一七年の會議において既に自治領の平等を導くべき原則が確立し、主たる自治領は準自治領のインドと共に、帝國戰時内閣がそのま

ま講和會議に列席し、且つ條約にも調印したので、前述の如く、一九二三年の會議において、自治領の條約締結の權利が認められ、事實上『自治領民族主義』の確立を見るに至つたのである。

しかし乍ら、帝國會議は元來決議機關ではないので、『法規の上においては』⁽¹²⁾ はまだ獨立の外交は許されていず、外國に自己の代表を有していなかつたので、十分な主權において缺くところがあり、且つ自治領の首都には、本國政府の代表員として又自治領の監督者として、總督が置かれてあつた。

それ故、植民地關係の基礎を定めた一九二六年の有名なる前記の帝國會議においては、實際上には新たに附加すべき何物もなく、ただ一層明白にこれを規定したに過ぎなかつた。別言すれば、この會議においては、英帝國の内部機關を過去四十年間、特に前大戰中において、英帝國の構成部分に發生したる變化と發展に副うべく工夫せんとし、且つ外交の協調、國防の調整、帝國內貿易の増進についての方策が討議せられ、そうして、樞相バルフォアを議長とする帝國內部關係委員會が設けられ、その報告書は十一月十九日の本會議において採擇せられ、諸自治領の對本國關係および自治領の相互間における關係を、現實並に自治領の民族主義的希望に合致すべき基礎の上に確立したのである。

かくして、自治領は『王位に對する共同の忠誠により結合したるも、その内政或は外交の何れの方面においても、相互に何等從屬することなき、地位均等なる英民族國連邦の成員として、自由に連合したる英帝國內の自治的團體である』⁽¹³⁾ という有名なる定義を生み、『自由は成熟してそれ自身平等なることを示した』のである。

該報告においては、先ず第一に前大戰後における英愛關係に注意が拂われ、前述の如く、英國王の稱號から『連合王國』なる辭句を省き、Great Britain, Ireland と並べて記し、第二に自治領の總督は純然たる王位の代表者であつて、

これ迄の如く、英本國政府の代表又は機關ではなく、従つて自治領政府は英本國政府に對し、又自治領相互間に直接通信し得ることになつた（後述）。かくして、自治領は英本國と對等の地位に進展したのみならず、英本國自身も、前述の如く、下格した一個の自治領とさえ見做されることとなつた。

該委員會は、立法上においては、各自治領政府は自國の内政に對する一切の事項において、王位に進言する權利を認められるべく、本國政府はこれに干渉し得ざること、外交の領域においては、國防の範圍と共に、責任の大なる部分はお依然として本國に存し、將來暫くは本國に依るべきことが認められたるも、英本國も亦た自治領と共に、それ自らの政府の明確なる同意なくしては、現實の義務を受諾するものにあらざること、外交關係を支配する一般的原则として規定している。

又バルフォア報告末尾に附載してある署名例は、同一の王が英民族國連邦の各員のために、別個に條約を締結することの解釋を許しているのである。この原理に従つて南阿の全權委員は一九二八年『南阿連邦のためにこれを代表して』（for and behalf of the Union of South Africa）ドイツ國との間に締結せられた航海通商條約に署名した。その中には民族國獨立の觀點から特に注目すべき新用語例が存する。それは自治領の他の員をも含めて、『他の何れの國家』（any other state）と記されてゐる。又一九二八年の不戰條約（The Kellogg Pact for the Renunciation of War）は、同時に交付せられた六個の文書を個別的に、更に一九三〇年の海軍條約はアイルランド自由國の側において別個に、それぞれ批准せられたのである。¹⁴

かくして、次の一九二九年および一九三〇年の帝國會議においては、一九二六年のバルフォア報告の適用に關して

技術的審議が行われた結果、翌三一年英本國の議會において、豫め自治領の同意を得たるウエストミンスター法 (The Statute of Westminster, 1931) が可決せられた。爾來自治領の憲章と見られるこの法律により、自治領は法規の上に明文をもつて、名實共に英本國と對等の地位を認められ、英本國の立法にして自治領に適用せらるべきものは、關係自治領の要求によりその同意のあつた場合に限ることの原則が定められた。⁽¹⁵⁾ かくして、自治領は對等の資格において、自由に協同する新民族國家の成立を示すものであつて、『キング』は法學的には別個の六人になつたという論據が有効になり、實際上には六個の王冠に共同の一王をもつ英民族國連邦の成立を見たのである。それ故、自治領の地位は、一七一四年ないし一八三七年間のドイツのハノーヴァ王國の地位に類似するものとなつた。⁽¹⁶⁾ いわゆる君合國となり、それ等が多數なるために君合國連邦とも見られるのである。

次いで、エドワード八世の辭位に關する事件の經過は自治領の發展史上重大なる痕跡を残すことになつた。一九三一年ないし一九三六年間に、余のいわゆる反抗自治領に屬するアイルランド自由國と南阿とに困難なる問題を生じていた。アイルランド自由國においては、一九三二年にデ・ヴァレラが政權を握ると共に、着々として共和の政策を實現し、その國會をして英國王への忠誠の誓詞を廢棄する法律を通過せしめ、又一九三四年には自己の國璽を定めて、條約締結に方り、英國政府の形式上の同意を必要しないことになつた。南阿においては、ウエストミンスター法をそのまま適用することなく、一九三四年に南阿連邦の地位に關する自己の法律を制定して、⁽¹⁷⁾ ウエストミンスター法の主要條項を反覆すると共に、これを一層擴大したのである。その前文において、南阿は『主權的獨立國』(a sovereign independent state) であるとし、南阿の總督はその大臣の輔弼により外交上に王位を代行する權限を附與せられ、又同年別の法律

により、アイルランド自由國に次いで自己の國璽を定めたのである。⁽¹⁸⁾

一九三六年十二月におけるエドワード八世の辭位は『王位の繼承に関する法律の變更』を必要とするに至り、自治領の國會はすべてウエストミンスター法の前文に従つて諮問を受けたが、諸自治領間に一致の行動は見られなかつた。従つてジョージ六世は自治領に関する限り、三個の日附において、⁽¹⁹⁾王位を繼承したことになる。そうして、アイルランド自由國はこの機會に乗じて一九二二年の憲法を改正して、英國王の代表たる總督の職を廢止して、⁽²⁰⁾内政上における王位を除き、外交においては、他の自治領と協調を保つ限りにおいて、外交使臣の任命と國際條約の締結に方り、自己の政府の大臣の輔弼により、自由國のために同一の行動に出すべきことを定めたが、⁽²¹⁾その後改正された一九三七年の新憲法においては、南阿と同様に、『主權的獨立の民主國家』(a sovereign, independent, democratic state)を標榜するに至つた。⁽²²⁾

諸自治領はまた對獨戰爭においても、大東亞戰爭においても、それぞれの立場において、個々に宣戰或は中立を決定して獨立國の面目を明らかにしたのである。⁽²³⁾

かく自治領が獨立國家となつたために、政府の機構もそれにつれて變更を見た。一九二五年七月までは、英帝國の本國およびインド以外の全領域は植民省の所轄であつた。ところが、同年自治領省(Dominion Office)が新設せられ、自治領との關係事項、南ローデシヤ、南阿諸領および帝國會議關係事項を植民省から引繼いだのである。自治領の大臣は、初め一九二六年までは植相と同一人が兼擔し、その後一旦分離し又合一したが、一九四七年七月に至り自治領相を改めて、連邦關係相(Secretary of State for Commonwealth Relations)と稱した。

また自治領は前述の條約制定の問題と関連して、外交機關の設置が必要となつた。自治領の外交は、他の諸國間との外交と區別して、外政若くは涉外事務とも譯すべき External Affairs という成語が使用せられているが、事實は全く同じことである。自治領の外交官設置の原則は最初カナダに許されたるも、⁽²⁴⁾ 現實にはアイルランド自由國が先鞭をつけ、一九二四年に自治領最初の公使をワシントン、すなわち米國に派遣し、⁽²⁵⁾ 次いで佛と白、獨、法王廳およびスペインに公使館を設けた。カナダの實行は後れ、現實には一九二七年以後、⁽²⁶⁾ 米、佛、日本（一九二九）およびソ連に、南阿は蘭と白、伊、米、獨とスエーデン、佛と葡、並にソ連に、豪州は米、加、アルゼンチン、ブラジルおよび日本、更にソ連とも使節を交換し、ニュー・ジールランドも米國の使節を接受しソ連ともこれを交換した。當時準自治領であつたインドは一九四一年米國へ高等辨務官 (High Commissioner) を派遣した。⁽²⁷⁾

英本國と自治領間の交渉は、本國の外務省を通じて行われていたが、一九二六年以後は『家族的感じのする外務省』⁽²⁸⁾とも見られる自治領省の外交部 (The Foreign Office branch of the Dominion Office) を通じて行われた。一九二四年に豪州政府はロンドンの高等辨務官事務所に外交部を設け、他の自治領も原則上同一制度をとることとなつた。本國と自治領との間においては、總督がその通路たるものが止んで以來、高等辨務官を任命する様になり、又自治領相互間においてもこれを交換している向が多い。その他商務官、領事、辨務官なども設置せられている。かくして、獨立國としての機關はほぼ具わつた譯である。

要するに、初めカナダ、豪州等の連邦が成立したので、これ等を打つて一丸とした帝國連邦に變ずることは出來そうなのに、自治領は常に帝國連合の思想に反對をうけて來た。それはバーカーのいうごとく、『それ自からの國會が、

それ自からの last word (最後の決定語) で、かつ最終の表現である』⁽²⁹⁾とする英人氣質のためである。これがコモンウェルス體制を生む根源なのである。

かくてコモンウェルス諸國家の共通の元首たる女王はお目見得旅行を開始し、一九五三年十一月二十三日ロンドンを出發してから翌年五月十五日に至る六カ月間、四萬六千マイル(内一萬マイルは空の旅)の旅路恙なく百七十日振りにロンドン歸着⁽³⁰⁾、コモンウェルスの象徴たる元首の任務を完了し、名實共にコモンウェルス体制の確立を明らかにしたのである。

註(1) The current name for what was previously called the Imperial Conference. (Currey, p.251.)。

- (2) 一八八六年に帝國連合同盟は、この祝祭の機會を利用して、政府が帝國防衛、帝國内部交通、その他帝國諸部の一層緊密なる連合又は合一をなすべき手段等につき、植民地の政治家達と直接討議すべきことを説かしめたところ、首相ソールズベリ卿は、用語に周到な注意を払いつつも、これに同意し、一八八七年四月四日から五月に互つて會議が開かれたのである。
- (3) 第二回は一八九七年女王の即位六十年祭を利用して開かれ、カナダ、豪州の六植民地、ニュー・ジブラント、南阿の二植民地(ケープとナタール) およびニューファンドランドの首相達が列席した。自治植民地の首相達のみが招請せられたことは、従來の會議の機構に一つの先例を與えたものである。第三回の一九〇二年の會議もエドワード七世の戴冠式の際に開かれたが、前年豪州の六植民地 colonies が states となり連邦を形成して一單位となつたので、會議は簡單化し且つ組織立つたものとなり、第四回の一九〇七年の會議において一層明白な機構をもつに至つた。以上の植民地會議は以後改名したる一九一一年の會議、一九一七年および一八年の戦時内閣および戦時會議と共に、すべてロンドンに開かれた。一八九四年の會議はカナダの招請により、カナダ、豪州の西豪州以外の諸植民地、ケープ植民地が出席し、本國よりはオブザーヴァーを参加せしめたに過ぎないので正式の會議ではなかつたが、この副會議と一九三二年の本會議だけはカナダの首府オッタワで開かれた。これ等については、Marriott, pp.233ff. および Hall に詳しい。

(4) この新名稱は一九〇五年に招請狀を發した Littelton が『植民地會議』を變じて補助委員會と常設書記局の創設によつて、連續性のある『帝國評議會』(Imperial Council)となすべき時機が到來したという意見に基くものである。(Hancock, p.43; Marriot, p.245.) Imperial Conference はカナダ代表 Wilfrid Laurier の發議に基き、本國に對する自治植民地の從屬の意味を含む從來の Colonial Conference でも、又帝國連邦を暗示する帝國評議會でもないとして採用せられた名稱である。かくして帝國連邦の思想は葬られたが、これは後ち一九二一年の會議の名稱について再び議論を生じ、本國政府は帝國戰時内閣に對して、これを Imperial Peace Cabinet と呼ばんことを欲したが、自治領は Cabinet の文字が本國および自治領の上に立つ連邦の如きものを想像せしめ、折角獲得した自主的地位と相容れないのを厭うて反對したので、ロイド・ジョージはこれを British Imperial Delagation と呼ぶに至つた(柳瀬良幹氏國家結合としての英帝國、國家學會雜誌四六の四三〇頁および四三二頁の注、昭和七年參照)別言すれば、彼等は隣接地域の諸自治植民地の地域的結合によつて、カナダ、豪州等がそれぞれ連邦を作つたけれども、かくの如き『地域的連合』に上位概念としての帝國連邦を作ることとは、彼等の好まぬところであつて、自治領側は常に Imperial Federation の思想に反對をうけて來たのである。又二様に使用せられている British Parliament (英本國議會) と Imperial Parliament (英帝國議會) とは單に言葉を異にするだけで、常に同じものであるところにも、英人氣質はうかがわれるのである。

(5) 首相不在の時は植相(後には自治領相)が代理をつとめることになつた。第一次大戰中の帝國戰時内閣は首相の司會であつたけれども、交互に開かれた帝國戰時會議は植相の司會であつたし、一九二三年の帝國經濟會議には商相が議長をつとめた。又一九一七年の第一次戰時會議はインドを帝國會議に加えることを決議し、一九二一年の會議からインドが正式に参加し、一九二三年には當然アイルランド自由國が、一九三二年には南ローデシヤが參加した。しかし一九二七年の會議には、ビルマと共にオブザーヴァーとしてであつた。

(6) 一九二一、一九二三、一九二六、一九二九、一九三〇、一九三二、一九三五、一九三七等。

(7) A. J. Toynbee (ed.), British Commonwealth Relations: Proceedings of the First Unofficial Conference at Toronto, 11—21 st. September 1933, 1934; H. V. Hodson (ed.), The British Commonwealth and Future:

Proceedings of the Second Unofficial Conference on British Commonwealth Relations, Sydney, 3—17th. September 1938, 1939.

- (8) 一九四四、一九四六、一九四八、一九四九、一九五一、一九五三、一九五五、一九五六等。
- (9) The British Commonwealth, (年鑑) 1956, p.13.
- (10) 一連の植民地會議と帝國會議とは多くの著述において混同されてはゐるが、實質上同視せられる兩會議は、便宜上、その索引において、植民地會議の項目に統一せられ (Marriott, p.382; Ensor, p.614.) 或は帝國會議の項目に包含せられてゐる (British Empire, p.331.; Dawson, p.461.)。後者に屬するニューウエイの如きはシエブに倣つてその名辭 (Jebb, Imperial Conference, Vol. I, Preface, p.viii.) を踏襲し、脚注におつて特に斷わつてゐる (Dewey, Vol. I, p.98 note 1.)。しかし嚴密に言えば、前述の如く、一九〇七年の會議において “Imperial” なる文字が採用せられ、一九一一年に初めて公式に『インペリアル』の會議が開かれたのである (Marriott, pp. 245—246, 250.)。
- (11) Report of the Imperial War Conference, 1919. Cd. 8566, Resolution IX.
- (12) Cmd. 2768. The Committee on Inter-Imperial Relations of the Imperial Conference of 1926. (略稱バルンキア報告)。この表題の辭句 “inter-imperial” は一層適切には “intra-imperial” と稱すべきものである。この會議は帝國内部の關係についておつて、二三の帝國間の關係ではならぬのである (Newton, p.394.) と説くものもあるが、たとひ誤稱であるとしてもこの名稱で通用してゐる。
- (13) Balfour Report の定義は、 “They are autonomous communities within the British Empire, equal in status, in no way subordinate one to another in any aspect of their domestic or external affairs, though united by a common allegiance to the Crown, and freely associated as members of the British Commonwealth of Nations.” Cmd. 2768. であるが、今日は事實と相異する。帝國とコモンウェルスとは同一ではなくなつたからである。
- (14) Hancock, p. 287.
- (15) ウェストミンスター法の前文。

- (16) 當時ハノーヴァー國王はイングランド國王の兼職するところであつたが、兩國は全く別個の國家であつて、國際法上いわゆる君合國若くは人的合同國 (Personal Union) とつこのみ君主を共有したのと同様 (British Empire, p.233.)。
- (17) The Status of Union Act, 1934. (Wehare, appendix III.)。
- (18) The Royal Executive Function and Seals Act (Stewart, chap. VIII. The Great Seal and Treaty Making, pp. 205—224, appendix XIII, pp. 463—467.)。
- (19) カナダ、豪州およびニュー・ジールランドの國會はすべて十二月十一日英國王エドワード八世の王位辭退宣言法の通過に同意したが、南阿とアイルランド自由國は獨自の行動に出で、南阿は一九三四年の連邦の地位に關する法律により十二月十日に、アイルランド自由國は十二月十二日に、それぞれ別個の法律を通過した。かくてジョージ六世の王位繼承は自治領においては、かく三様の日附において承認せられた譯である (Barker, pp.101—102; Newton, pp.398—399.)。
- (20) 一九三六年十二月、The Constitution (Amendment) Bill は五四票對七九票で可決せられた。總督の署名を得て法律となつたが、皮肉にも『總督最後行爲はかくて彼れ自からの職を廢した法律に署名することであつた』(ロンドン・タイムス、一九三六年十二月十二日號)と言われる。
- (21) The Royal Executive Authority (External Relation) Act. しかしこの法律は一九三七年の憲法には採用せられていない。
- (22) Constitution, Article 5.
- (23) この戰爭において各自治領は初めて別個の行動に出で、アイルランド自由國の如く中立を宣言したのもあれば、最後には參戰を可決したけれども、それまでには幾多の波瀾を生んだ南阿の如きも存するのである。
- (24) 駐米カナダ代表設置の希望が一九一八—一九一九年ロンドンとパリにおいて加・英兩首相間に商議せられた結果、一九二〇年五月その取極が發表せられたるも、カナダ政府は直に公使を任命するには至らなかつた (Stewart, p.202; Barker, p.91.)。
- (25) 現實には英愛條約によりカナダの地位に均霑すべきアイルランド自由國がこの權利を最初に行使し、その初代駐米公使 Prof. Timothy Smiddy は一九二四年十月七日米國大統領クーリッジに信任狀を呈出することになつた。又初代駐愛米國

公使 F. A. Sterling も初代駐加米國公使と同日、一九二七年二月三日任命せられ、同年七月二十七日ダブリンの政府に信託を呈出している (Toynbee, *Conduct*, p.69.)。

- (26) 一九二六年六月七日駐米カナダ外交代表の地位が Vincent Massey に提供せられたことが非公式に發表せられたるも、その實行が後れたのは、同年の帝國會議の議を経るためであつた。かくして十一月十日に至り正式にカナダ自治領の利益代表として、その公使を決定し、一九二七年二月十八日漸く信任狀を呈出している。又同年二月三日 William Philip が駐加米國公使に任命せられ、同六月一日信任狀を呈出した (Toynbee, *Conduct*, p.66.)。

- (27) これ等の外交使臣は以後續々派遣されるに至つた。その現狀については一九五六年に創刊を見た年鑑、*The British Commonwealth*. を見るべきである。

- (28) Lord Runciman の新省に對する適切なる言葉 (前掲年鑑一一頁)。

- (29) Barker, pp. 80—81.

- (30) 毎日新聞 昭和二九年五月十五日號。

附録 參考文獻

歐文の參考書の主要なるものは左の如くである。本文に引用する場合には、著者名又は末尾の括弧内の引用略語を以てする。

1. Ernest Barker, *The Ideas and Ideals of the British Empire* [Current Problems], 1941.
2. R. M. Dawson, *The Development of Dominion Status 1900—1936*, 1937.
3. Sir Ceceill J. B. Hurst and others, *Great Britain and the Dominions* [The Norman Wait Harris Lectures], 1928. (Hurst)

4. W. Y. Elliott, *The New Empire*, 1932.
5. Sir John Marriott, *Evolution of the British Empire and Commonwealth*, 1939.
6. A. P. Newton, *A Hundred Years of the British Empire*, 1940.
7. J. A. Spender, *Great Britain: Empire and Commonwealth 1886~1936*, 1936. (余註増訂)
8. H. D. Hall, *The British Commonwealth of Nations: A Study of Its Past and Future Development*, 1920.
9. R. Muir, *Short History of the British Commonwealth*, 2 vols., 1920.
10. *Cambridge History of the British Empire*, ed. by J. H. Rose, A. P. Newton and E. A. Benmans, 8 vols. 1924ff.
11. S. King-Hall, *Our Own Times*, 2 vols., 1935.
12. S. Leacock, *The British Empire: Its Structure, Its Unity, Its Strength*, 1940.
13. W. A. Walker, *The British Empire: Its Structure and Spirit*, 1497~1953, 2nd, ed, 1953.
14. J. Stoye, *Das British Weltreich: Sein Gefüge und seine Probleme*, 2 te. Aufl, 1937.
15. J. R. Seeley, *The Expansion of England: Two Courses of Lectures*, (1st. ed., 1883), 1907.
16. R. C. K. Ensor, *England 1870~1914* [Oxford History of England], 1936.
17. C. B. Fawcett, *A Political Geography of the British Empire*, 1933.
18. A Study Group of Members of the Royal Institute of International Affairs, *The British Empire*, 1937. (British Empire)
19. *Ibid*, *Survey of the British Commonwealth Affairs*, Vol.I. Problems of Nationality 1918~1936, by W. K. Hancock. 1937. (Hancock)
20. *Ibid*, *Documents and Speeches on British Commonwealth Affairs 1931~1952*, 2vols., 1953. (Mansergh, Document)
21. *Ibid*, *Nationaeism*, 1937. (Nationalism)
22. *Ibid*, *Political and Strategic Interests of the United Kingdom: An Outline*, 1939. (Strategic Interests)

23. Hans Kohn, *Nationalism, Its Meaning and History* (An Anvil Original) 1955.
24. A. J. Toynbee, *The World after the Peace Conference, 1925*. (Toynbee, World)
25. *Ibid.*, *The Conduct of British Empire Foreign Relations since the Peace Settlement, 1928*. (Toynbee, Conduct)
26. R. B. Stewart, *Treaty Relations of the British Commonwealth of Nations, 1939*.
27. K. C. Wheare, *The Statute of Westminster and Dominion Status, 1938*.
28. H. W. V. Temperley (ed.), *A History of the Peace Conference of Paris, 6 vols., 1920~24*.
29. A. G. Dewey, *The Dominions and Diplomacy: The Canadian Contribution, 2 vols., 1929*.
30. C. H. Currey, *The British Commonwealth since, 1915, Vol. I, 1950*.
31. A. V. Dicey, *Introduction to the Study of the Law of the Constitution, 8th. ed., 1920*.
32. A. B. Keith, *The Dominions as Sovereign States: Their Constitutions and Governments, 1938*. (Keith, Dominions)
33. *Ibid.*, *War Government in the British Dominions* (Carnegie Endowment for International Peace: Division of Economic and History, 1921. (Keith, War Government)).
34. *Ibid.*, *The Sovereignty of the British Dominions, 1929*. (Keith, Sovereignty)
35. *Ibid.*, *The King and Imperial Crown: The Powers and Duties of His Majesty, 1936*. (Keith, Imperial Crown),
36. R. L. Schuyler, *Parliament and the British Empire, 1929*.
37. A. E. Hogan and I. G. Powell, *The Government of Great Britain and Dominions and Colonies, 10th. ed., 1939*.
38. K. Derry, *British Institutions of To-Day, 1937*.
39. L. A. Sheridan, *The Changing Conception of the Commonwealth, in Year Book of World Affairs, 1957, 1957, pp.236~252*.
40. *The British Commonwealth 1956, 1956* [First Year of Publication.]
41. *The Statesman's Yearbooks*.

42. The Annual Registers.
43. Encyclopaedia Britannica, 15th. ed., 1955.
44. Encyclopaedia of the Social Sciences, ed. by E. A. Seligman and A. Johnson, 1932.